

MMS による三次元点群データ等の提供事業（令和 7 年度～令和 9 年度）の公示

令和 7 年 1 月 21 日

国土交通省道路局長 山本 巧

下記のとおり、提案書の提出を求めます。

記

1 事業内容

(1) 目的

国土交通省では、平成 30 年よりモバイルマッピングシステム（以下「MMS」という。）による 3 次元点群データ等の収集を開始し、道路管理の効率化に資する活用等を図っているところである。

今後、道路交通上の諸課題の解決に向け、収集したデータを広く公開し、民間企業等による多様なアプリケーション開発の促進を図ることとしているが、そのためには収集したデータの検索性・閲覧性等を向上し、提供することが必要であることから、当該業務を実施する事業者の公募を実施する。

(2) 事業概要

MMS による三次元点群データ等の提供事業（以下「本事業」という。）は、国土交通省道路局（以下「国」という。）が、MMS による三次元点群データ等の利用を希望する者に対し、国が収集する MMS による三次元点群データおよび画像データを提供することで、道路交通上の課題解決等の取組を支援するものである。

MMS による三次元点群データ等を提供する事業者（以下「提供事業者」という。）は、国と「MMS による三次元点群データ等の提供事業（令和 7 年度～令和 9 年度）協定書」（以下「協定書」という。）を締結し、国から三次元点群データを取得し、三次元点群データ等の利用を希望する事業者等（研究機関や企業、団体。以下「利用希望者」という。）に対し、三次元点群データ等の提供を行う。

また、データ提供開始の日から一定期間、本事業の試行期間を設け、オープンイノベーションの促進と、本事業の継続性を両立するための体制、手続などについて調査・検証を行うことができる。

なお、事業の内容及び試行期間における調査・検証事項については、要求水準書に示す内容を満たすものでなければならない。

(3) 事業期間

本事業の事業期間は、協定書の締結日から令和 10 年 3 月 31 日までの期間とする。また、データ提供開始の日は、国との協議により定めるものとする。なお、試行を行う場合、データ提供開始の日から国との協議により定める日までの期間を試行期間とする。

事業年度は、各暦年の４月１日に始まり翌年の３月３１日に終了する１年間とし、初年度に限っては、データ提供開始の日から令和８年３月３１日までとする。

(4) 費用負担及び収入

提供事業者は、本事業の実施に要する費用（公租公課、応募に係る費用を含む。）の全てを負担するものとする。国は、提供事業者から求めがあった場合に、国が道路管理業務のために構築した三次元点群データの検索および閲覧等を行うシステムを無償で貸与することとする。また国は、協定書等に特段の定めがある場合を除き、本事業に係る費用の一切を負担しない。提供事業者は、データ提供に必要な諸費用をまかなう（本事業において利益は生じない）範囲で、利用希望者から料金を徴収することができる。料金については国と協議により定めるものとする。

2 応募に関する要件等

(1) 対象者

社会インフラに係る技術の調査・研究を目的とする一般社団法人及び一般財団法人又は公益社団法人及び公益財団法人等であり、公平性、公益性を確保できること、及び、提供事業の実施に係る体制を整えることができる者を対象とする。

また、複数者による共同提案も可とする。その際は、共同して提案を行う複数者（以下「グループ」という。）の中から本公募に係る代表者を選定すること。その者は、グループを代表して、本公募に係る連絡調整等を国との間で行うものとする。なお、グループを構成する全ての者が以下（２）参加資格に記載する全ての要件に適合している必要がある。

また、共同提案を行う際には、提案書提出時に共同提案体協定書（様式－９）を添付すること。

(2) 参加資格

本公募への参加に関する資格要件は、国で実施している企画競争における参加資格要件を準用し、参加する者は、次の資格を満たしていることを条件とする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和４・５・６年度国土交通本省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の資格を有するものであること。また、令和７年４月１日時点で令和７・８・９年度国土交通本省競争参加資格の認定を受けている者であること。
- ③ 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 提案者に求める技術者要件等
 - ・ 配置予定管理技術者等の手持ち業務の状況

配置予定管理技術者、担当者については、令和7年1月21日時点（特定後未契約のものを含む）において、全ての手持ち業務の契約金額合計が5億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。なお、手持ち業務は契約金額が500万円以上の業務を対象とし、特定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。

・当該事業の実施体制

配置予定管理技術者および担当者については、提案書を提出する社と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「恒常的な雇用関係」とは、提案書の提出日において3カ月以上の雇用関係にあることをいう。

⑥ 配置予定管理技術者の実績

配置予定管理技術者が、下記に示す同種又は類似業務について、平成27年度以降に完了した業務、又は令和6年度に完了予定の業務において、1件以上の実績を有していること。

同種業務： MMSによる三次元点群データに関する調査検討業務

類似業務： 三次元点群データに関する調査検討業務

⑦ 募集要項を3(2)に従い直接担当から交付を受けたものであること。

（交付の方法については、手交またはデータ送付とする。）

⑧ 情報管理体制に関する要件

本事業における情報保全に係る履行体制に関する資料（様式-10）を情報管理規則等の内規を添付の上、担当部局へ提出し、提案書の提出期限までにその同意を得ていること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省道路局道路交通管理課高度道路交通システム（ITS）推進室

技術第二係 岸本、酒井

電話 03-5253-8111（内線 37468、37463）

電子メール kishimoto-s2sh@mlit.go.jp、sakai-i86bt@mlit.go.jp

(2) 募集要項の交付期間、場所及び方法

① 期間 令和7年1月21日から令和7年2月12日まで

② 方法 募集要項の交付方法については、下記のいずれかとする。

1. 上記担当部局にて紙媒体をもって手交

2. 上記担当部局より電子データの送付

募集要項の手交または電子データの送付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 提案書の提出期限、場所及び方法

① 期限 令和7年2月12日18時00分まで

② 場所 上記担当部局

- ③ 方法 上記担当部局へ、持参、郵送（書留郵便に限る。）又は電子メールのいずれかにより提出すること。

なお、持参又は郵送（書留郵便に限る。）の場合は1部提出することとし、電子メールの場合は着信を確認すること。

また、電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外での提出は無効とする。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。

「一太郎 Government 9」「Microsoft Word2016」「Microsoft Excel2016」

「Microsoft Powerpoint2016」「Acrobat Reader DC」以前の形式に限る。

- ・ファイル総量は極力3メガバイト以内とすること。
- ・印刷時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。

なお、送信された提案書の印刷は白黒で行う。

(4) 資料の閲覧

資料の閲覧は実施しない。

(5) 説明会の有無、日時及び場所等

説明会は実施しない。

(6) 提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所等

ヒアリングを原則実施するが、日時・場所及び手法等については別途指示する。なお、ヒアリングは提案書を用いて行うものとする。

(7) 提案書の特定については、学識経験者が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

- (3) 提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

- (4) 提案書を提出する際は、暴力団排除に関する誓約事項（募集要項記載）を承諾のうえ、提出しなければならない。

- (5) 提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

- (6) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止を行うことがある。

- (7) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日、法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

- (8) 特定しなかった提案書は、原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を提案書を提出する際に申し出ること。

- (9) 提案が特定された者は、手続きの実施の結果、最適な者として特定したものであるが、協定書の締結完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

- (10) 提案が特定された者が、協定締結時において令和７・８・９年度国土交通本省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の資格を取得していない場合は、特定を取り消す場合がある。
- (11) 詳細は募集要項による。